松戸市立地適正化計画に係る

届出の手引き

目　次

1　届出制度について‥‥‥

1 届出制度について

立地適正化計画は、全国的な人口減少や高齢化に対応した持続可能なまちづくりを進めるべく、平成26年8月に都市再生特別措置法が改正され、市町村により作成ができることとなった計画です。

立地適正化計画の策定・公表後は、都市再生特別措置法の規定により、「都市機能誘導区域」外で誘導施設を整備する場合や、「都市機能誘導区域」内の誘導施設を休廃止する場合、「居住誘導区域」外での一定規模以上の住宅を整備する場合において、それらの行為を行おうとする者は、行為を着手する日の30日前までに市へ届出が必要となります。

立地適正化計画に係る届出は、これまでの規制に基づく許認可等と異なり、都市機能誘導区域外での誘導施設の立地動向や居住誘導区域外での住宅開発等を市が事前に把握するために実施するものです。

市がこのような開発や建築の動向を把握し、今後の取り組みに活かすとともに、届出者に対して取組施策の情報提供を行うことで、時間を掛けながら施設や住宅を緩やかに誘導していくことを目指していきます。

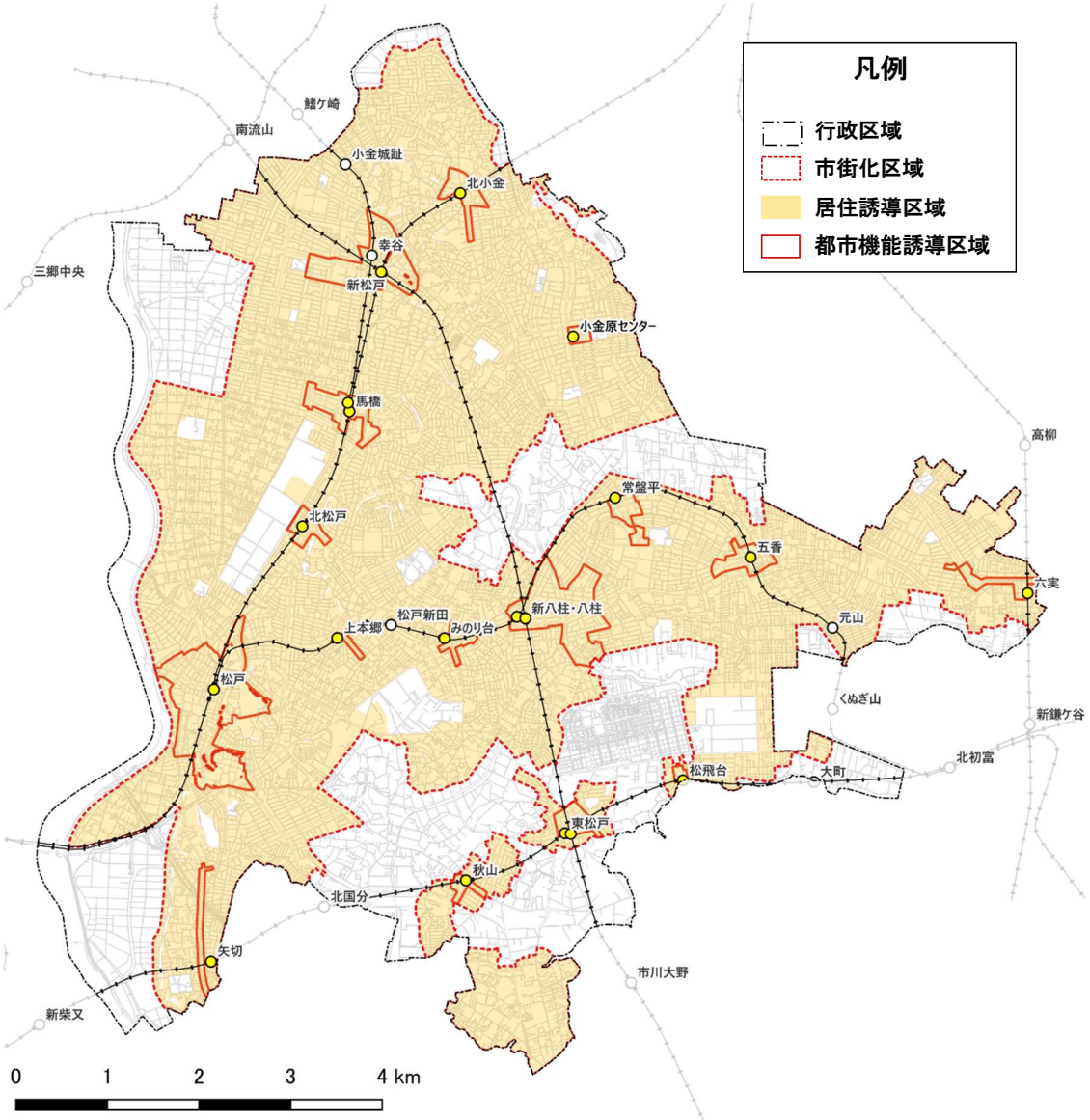
この手引きでは、それら届出における対象や届出書類等について解説を行っています。

2 都市機能誘導区域における届出制度

都市機能誘導区域外で誘導施設を整備する場合や、都市機能誘導区域内の誘導施設を休廃止する場合において、それらの行為を行おうとする者は、行為を着手する日の30日前までに市長への届出が義務付けられています。（都市再生特別措置法第108条第1項、同条第2項、法第108条の2第1項）

（1） 都市機能誘導区域について

●都市機能誘導区域図



※都市機能誘導区域の詳細は、松戸市公式ホームページまたは都市計画課窓口でご確認下さい。

（2） 松戸市立地適正化計画で定める誘導施設

機能区分	松戸市における誘導施設	誘導施設の定義
行政機能	市役所（本庁舎）	地方自治法第4条第1項に規定する施設
	市役所（支所）	地方自治法第155条第1項に規定する施設
	行政サービスセンター	本庁舎、支所が行う市長の権限に属する事務のうち、証明書発行等の簡易的な業務を行う窓口
こども・子育て機能	児童館機能施設	小中高生の居場所や学習スペースを有する施設。保育所の併設等も想定
	小規模保育事業所（駅前・駅中保育所）	児童福祉法第6条の3第10項に規定する、小規模保育事業を行う施設のうち、拠点駅構内および拠点駅から徒歩約5分以内に立地する小規模保育事業所
	病児・病後児保育室	児童福祉法第6条の3第13項に規定する、病児保育事業を行う施設
商業機能	広域型商業施設	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する、「大規模小売店舗」のうち、店舗面積10,000㎡以上の商業施設（共同店舗、複合店舗含む。）
	地域型商業施設	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する、「大規模小売店舗」のうち、店舗面積1,000㎡以上10,000㎡未満の商業施設であって、生鮮品、日用品を取り扱う施設
	コンベンションホール（ホテル併設含む）	400㎡以上の集会機能を一つ以上保有する施設（旅館業法第2条第2項に規定する、ホテル営業を行う施設に併設されたものも含む。）
金融機能	銀行等	銀行法第4条に規定する免許を受けて銀行業を営む銀行（政策投資銀行を除く）、 農林中央金庫法に基づく農林中央金庫、信用金庫法第4条に規定する免許を受けて金庫事業を行う信用金庫及び信用金庫連合会
教育・文化機能	図書館（本館）	図書館法第2条第1項に規定する図書館のうち、本市において、図書館サービスの中核施設。蔵書100万冊以上（予定）
	図書館（地域館）	図書館法第2条第1項に規定する図書館のうち、本市において、地域の中核となる施設。蔵書5万冊以上（予定）
	市民会館	市民の生活向上と福祉の増進並びに社会教育の振興を図るための施設。地域コミュニティの場、文化・芸術等生涯学習の普及の場としてホール、プラネタリウム、会議室等を有する。
	歴史資料館・美術関連施設	博物館法第2条に規定する博物館のうち、今後整備予定の美術関連施設や現状立地している歴史資料館をいう。 または、市民の様々な芸術文化活動の成果発表、展示の場として広く市民に提供する公共のオープンスペースをいう。
	大学	学校教育法第1条に規定する大学

（3） 各都市機能誘導区域に位置付ける誘導施設

■各都市機能誘導区域に位置付ける誘導施設一覧

松戸市で定める誘導施設		各都市機能誘導区域															
		松戸駅周辺	新松戸駅周辺	新八柱・八柱駅周辺	東松戸駅周辺	北松戸駅周辺	馬橋駅周辺	北小金駅周辺	上本郷駅周辺	みのり台駅周辺	常盤平駅周辺	五香駅周辺	矢切駅周辺	秋山駅周辺	松飛台駅周辺	六実駅周辺	小金原センター周辺
行政機能	市役所(本庁舎)	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	市役所(支所)	－	○	－	○	－	○	○	－	－	○	－	○	－	－	○	○
	行政サービスセンター	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
こども・子育て機能	児童館機能施設	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	小規模保育事業所（駅前・駅中保育所）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
	病児・病後児保育室	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
商業機能	広域型商業施設（店舗面積10,000㎡以上）	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域型商業施設（店舗面積1,000㎡以上10,000㎡未満）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	コンベンションホール（ホテル併設含む）	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
金融機能	銀行等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教育・文化機能	図書館(本館)	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	図書館(地域館)	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	市民会館	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	歴史資料館・美術関連施設	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	大学	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

（4） 都市機能誘導区域における届出対象となる行為

【都市機能誘導区域外で以下の行為をする場合】

①開発行為（都市計画法第4条第12項）

〇誘導施設（p.3参照）を有する建築物の建築目的の開発行為

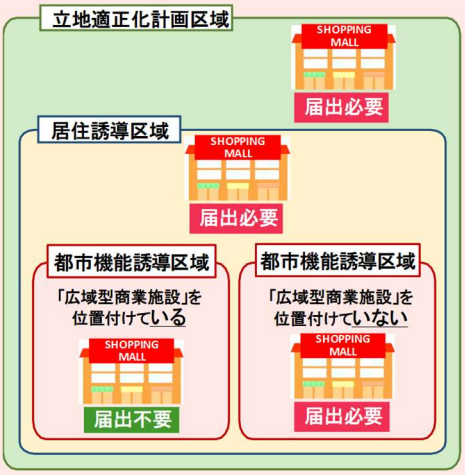
②建築等行為

〇誘導施設を有する建築物を新築する場合

〇建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合

〇建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

例：広域型商業施設を建築等する場合

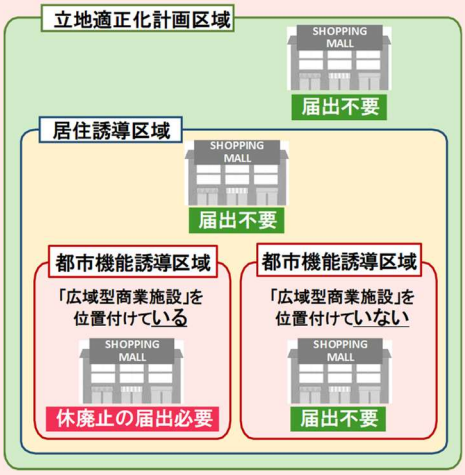


【都市機能誘導区域内で以下の行為をする場合】

③誘導施設の休止・廃止

〇誘導施設を休止、または廃止する場合

例：広域型商業施設を休止・廃止する場合



各都市機能誘導区域内において、位置付ける誘導施設が拠点ごとで異なるため、当該区域で位置付けていない誘導施設を開発・建築等する場合は、届出が必要になりますのでご注意ください。各都市機能誘導区域に位置付ける誘導施設は、p.4にてご確認ください。

（5） 提出書類等

①開発行為の場合

〇「開発行為届出書」（様式第18）

〇添付図書

1. 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 （現況図　縮尺1/1,000 以上）
2. 設計図 （土地利用計画図　縮尺 1/100 以上）
3. 案内図 （縮尺1/2,500）
4. 商業施設の場合、店舗面積がわかるもの
5. コンベンションホールの場合、集会機能の面積がわかるもの
6. 委任状（代理人に委任する場合） ※押印が必要です
7. その他参考となるべき事項を記載した図書

②建築等行為の場合

〇「誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書」（様式第19）

〇添付図書

1. 敷地内における建築物の位置を表示する図面 （配置図 縮尺 1/100 以上）
2. 建築物の 2 面以上の立面図および各階平面図 （縮尺 1/50 以上）
3. 案内図 （縮尺1/2,500）
4. 商業施設の場合、店舗面積がわかるもの
5. コンベンションホールの場合、集会機能の面積がわかるもの
6. 委任状（代理人に委任する場合） ※押印が必要です
7. その他参考となるべき事項を記載した図書

上記①②の届出内容を変更する

〇行為の変更届出書（様式第20）

〇添付図書

1. 従前の届出の添付図書から変更する図書
2. 委任状（代理人に委任する場合） ※押印が必要です
3. その他参考となるべき事項を記載した図書

③誘導施設を廃止・休止する場合

〇「誘導施設の休廃止届出書」（様式第21）

〇添付図書

1. 案内図 （縮尺1/2,500）

（6） 届出方法

以下、どちらかの方法で届出してください。

① 窓口

各届出対象行為に着手する日の **30日前** までに、「(5)提出書類」に記載の、書類・図面を**2部（正・副 1 部ずつ）** 松戸市都市計画課に提出してください。
届出書については、**押印は不要**です。ただし、第三者に手続きを委任する場合の**委任状については、押印が必要**です。
届出書の様式は、松戸市公式ホームページからダウンロードできます。

② 松戸市オンライン申請システム

各届出対象行為に着手する日の **30日前** までに、松戸市オンライン申請システムにて、各届出を申請してください。
添付図書の提出方法については、アップロードまたは郵送の選択が可能です。
第三者に手続きを委任する場合の**委任状については、押印が必要**です。押印のある委任状を、システムでアップロードしていただくか、ご郵送ください。
詳細は、下記ホームページをご覧ください。

【松戸市オンライン申請システム】
https://lgpos.task-asp.net/cu/122076/ea/residents/portal/home

QRコード

【添付図書郵送先】 〒271-8588 松戸市根本387番地の5 松戸市役所 都市計画課 宛

（7） その他

○届出をしないで、または虚偽の届出をして、開発・建築等行為を行った場合、30万円以下の罰金に処せられることがあります。(都市再生特別措置法第130条)

○届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第35条「重要事項の説明等」の対象になります。

○以下の行為は、届出の対象外となります。(都市再生特別措置法第88条第1項、第108条第1項)
①軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
②非常災害のため必要な応急措置として行う行為
③都市計画事業の施行として行う(準ずる)行為

（8） 届出書の記入例

誘導施設の開発行為による届出書の記入例

様式第１８（第５２条第１項第１号関係）

開発行為届出書

正副2部、提出してください

都市再生特別措置法第１０８条第１項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和○年○月○○日

届出日を記入
（工事着手の 30 日前まで）

（宛先）松戸市長

届出者住所　松戸市　○○　○丁目○－○
○○株式会社
氏名　代表取締役　○○　○○

開発行為の概要	1　開発区域に含まれる地域の名称	松戸市　○○　○丁目○番○、○番○○
	2　開発区域の面積	２，０００平方メートル
	3　建築物の用途	銀行
	4　工事の着手予定年月日	令和○年○月○日
	5　工事の完了予定年月日	令和○年○月○日
	6　その他必要な事項	

注　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

・商業機能の場合、店舗面積を記載
・コンベンションホールの場合、集会機能の面積を記載。

（添付図書）
・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（現況図　縮尺 1/1,000 以上）
・設計図（土地利用計画図　縮尺 1/100 以上）
・案内図（縮尺 1/2,500）
・商業施設の場合、店舗面積がわかるもの
・コンベンションホールの場合、集会機能の面積がわかるもの
・委任状（代理人に委任する場合）
・その他参考となるべき事項を記載した図書

誘導施設の建築等行為による届出書の記入例

様式第１９（第５２条第１項第２号関係）

正副2部、提出してください

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特[illegible]の規定に基づき、

該当する箇所に☑を記入

☑誘導施設を有する建築物の新築
□建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
□建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

令和○年○月○○日

届出日を記入
（工事着手の 30 日前まで）

（宛先）松戸市長

届出者住所　松戸市　○○　○丁目○－○
　　○○株式会社
氏名　代表取締役　○○　○○

1　建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在地及び地目：松戸市　○○　○丁目○（宅地）、○（畑）、△丁目△△番（宅地） 合計面積：　１，０００㎡
2　新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	銀行
3　改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4　その他必要な事項	工事の着手予定日：　令和○年○月○日 工事の完了予定日：　令和○年○月○日

地番ごとに地目を記入

注　　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

・商業施設の場合、店舗面積を記載。
・コンベンションホールの場合、集会機能の面積を記載。

（添付図書）
・敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図　縮尺 1/100 以上）
・建築物の二面以上の立面図および各階平面図（縮尺 1/50 以上）
・案内図（縮尺 1/2, 500）
・商業施設の場合、店舗面積がわかるもの
・コンベンションホールの場合、集会機能の面積がわかるもの
・委任状（代理人に委任する場合）
・その他参考となるべき事項を記載した図書

誘導施設の各行為の変更による届出書の記入例

正副2部、提出してください

様式第２０（第５５条第１項関係）

届出日を記入
（変更に係る行為の着手の 30 日前まで）

行為の変更届出書

令和〇年〇月〇日

（宛先）松戸市長

届出者住所　松戸市　〇〇　〇丁目〇－〇
〇〇株式会社
氏名　代表取締役　〇〇　〇〇

都市再生特別措置法第１０８条第２項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

１　当初の届出年月日：　令和〇年〇月〇日

２　変更の内容：

変更前と変更後の内容を記載

・開発区域の面積の変更（５，０００㎡→４，８００㎡）

３　変更部分に係る行為の着手予定日：　令和〇年〇月〇日

４　変更部分に係る行為の完了予定日：　令和〇年〇月〇日

注１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（添付図書）
・従前の届出の添付図書から変更する図書
・委任状（代理人に委任する場合）
・その他参考となるべき事項を記載した図書

誘導施設の「休廃止届出書」の記入例

様式第２１（第５５条の２関係）

誘導施設の休廃止届出書

正副2部、提出してください

令和〇年〇月〇日

（宛先）松戸市長

届出者　住　所　松戸市 〇〇 〇丁目〇－〇
〇〇株式会社
氏　名　代表取締役　〇〇　〇〇

都市再生特別措置法第１０８条の２第１項の規定に基づき、誘導施設の（休止・~~廃止~~）について、下記により届け出ます。

記

１　休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
名称：スーパーマーケット〇〇〇〇
用途：地域型商業施設
所在地：松戸市△△　〇丁目〇番〇

２　休止（廃止）しようとする年月日
令和〇年〇月〇日　← 休廃止の日より 30 日前には届出してください

３　休止しようとする場合にあっては、その期間
令和〇年〇月〇日　から　令和〇年〇月〇日

４　休止（廃止）に伴う措置
（１）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

（２）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項
当該建築物を存置するが、使用予定は未定。使用について決まるまでは、適切な管理のもと、存置する。

注１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
２　４（２）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

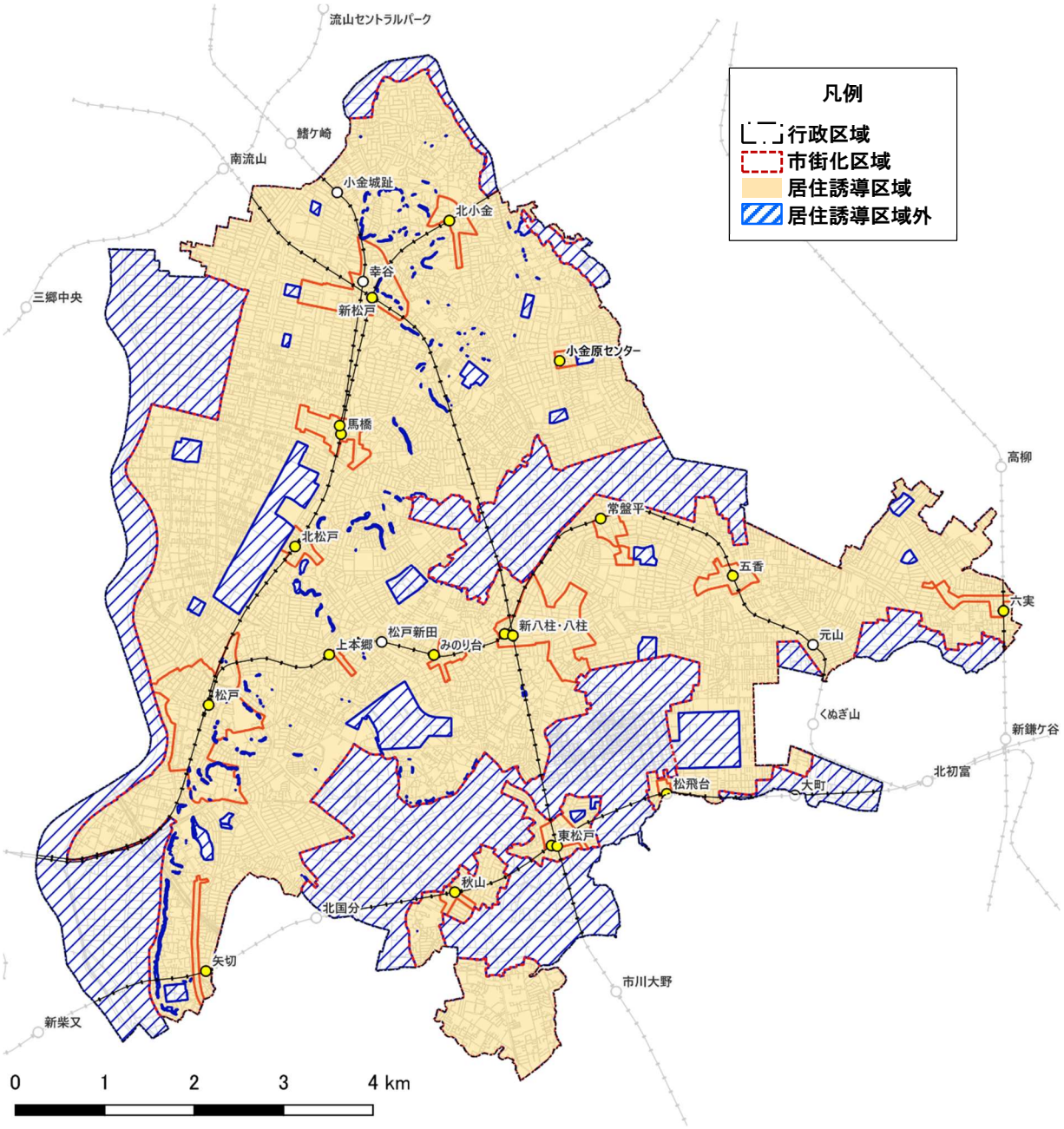
（添付図書）
・案内図（縮尺 1/2,500）

3 居住誘導区域における届出制度

居住誘導区域外で次ページの各行為を行う場合には、これらの行為に着手する日の30 日前までに市長への届出が義務付けられています。（都市再生特別措置法第 88 条第1項、同条第2項）

（1） 居住誘導区域について

●居住誘導区域図



急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害特別警戒区域は、居住誘導区域外となります。
詳細な位置については千葉県東葛飾土木事務所にてご確認ください。

※居住誘導区域の詳細は、松戸市公式ホームページまたは都市計画課窓口でご確認下さい。

（2） 居住誘導区域における届出対象となる行為

【居住誘導区域外で以下の行為をする場合】

①開発行為（都市計画法第4条第12項）

〇3戸以上の住宅等の建築目的の開発行為

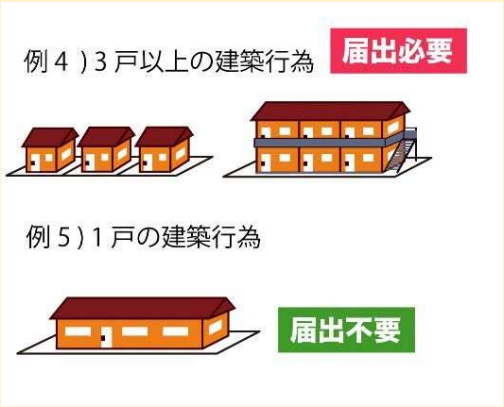
〇1戸又は2戸の住宅等の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの



②建築等行為

〇3戸以上の住宅等を新築しようとする場合

〇建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅等とする場合



（3） 提出書類等

①「開発行為」の場合

〇「開発行為届出書」（様式第10）

〇添付図書

1. 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 （現況図　縮尺1/1,000 以上）
2. 設計図 （土地利用計画図　縮尺 1/100 以上） ※戸数を明記してください。
3. 1戸または2戸の場合、開発区域の求積図
4. 案内図 （縮尺1/2,500）
5. 委任状 （代理人に委任する場合） ※押印が必要です
6. その他参考となるべき事項を記載した図書

②「建築等行為」の場合

〇「住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書」（様式第11）

〇添付図書

1. 敷地内における住宅等の位置を表示する図面 （配置図　縮尺 1/100 以上）
2. 住宅等の2面以上の立面図および各階平面図 （縮尺 1/50 以上）
3. 案内図 （縮尺1/2,500）
4. 委任状 （代理人に委任する場合） ※押印が必要です
5. その他参考となるべき事項を記載した図書

上記①②の届出内容を変更する

〇「行為の変更届出書」（様式第12）

〇添付図書

1. 従前の届出の添付図書から変更する図書
2. 委任状 （代理人に委任する場合） ※押印が必要です
3. その他参考となるべき事項を記載した図書

（4） 届出方法

以下、どちらかの方法で届出してください。

① 窓口

各届出対象行為に着手する日の **30日前** までに、「(5)提出書類」に記載の、書類・図面を**2部（正・副 1 部ずつ）** 松戸市都市計画課に提出してください。

届出書については、**押印は不要**です。ただし、第三者に手続きを委任する場合の**委任状については、押印が必要**です。

届出書の様式は、松戸市公式ホームページからダウンロードできます。

② 松戸市オンライン申請システム

各届出対象行為に着手する日の **30日前** までに、松戸市オンライン申請システムにて、各届出を申請してください。

添付図書の提出方法については、アップロードまたは郵送の選択が可能です。

第三者に手続きを委任する場合の**委任状については、押印が必要**です。押印のある委任状を、システムでアップロードしていただくか、ご郵送ください。

詳細は、下記ホームページをご覧ください。

【松戸市オンライン申請システム】
https://lgpos.task-asp.net/cu/122076/ea/residents/portal/home

QRコード

【添付図書郵送先】 〒271-8588 松戸市根本387番地の5　松戸市役所 都市計画課 宛

（5） その他

○届出をしないで、または虚偽の届出をして、開発・建築等行為を行った場合、30万円以下の罰金に処せられることがあります。(都市再生特別措置法第130条)

○届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第35条「重要事項の説明等」の対象になります。

○以下の行為は、届出の対象外となります。(都市再生特別措置法第88条第1項)

①軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

②常災害のため必要な応急措置として行う行為

③都市計画事業の施行として行う(準ずる)行為

（6） 届出書の記入例

住宅等の開発行為による届出書の記入例

様式第１０（第３５条第１項第１号関係）

正副2部、提出してください

開発行為届出書

都市再生特別措置法第８８条第１項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

届出日を記入
（工事着手の 30 日前まで）

令和〇年〇月〇日
（宛先）松戸市長

届出者住所　松戸市 〇〇 〇丁目〇－〇
〇〇株式会社
氏名　代表取締役　〇〇　〇〇

開発行為の概要	1　開発区域に含まれる地域の名称	松戸市 〇〇 〇丁目〇番〇
	2　開発区域の面積	１,０００平方メートル
	3　住宅等の用途	一戸建て住宅　〇戸　← 戸数を明記してください
	4　工事の着手予定年月日	令和〇年〇月〇日
	5　工事の完了予定年月日	令和〇年〇月〇日
	6　その他必要な事項	

注　　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

（添付図書）
・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面
（現況図 縮尺１/1,000 以上）
・設計図（土地利用計画図　縮尺 1/100 以上）　※戸数を明記してください。
・１戸または２戸の住宅の建築目的の開発行為の場合、開発区域の求積図
・案内図（縮尺 1/2,500）
・委任状（代理人に委任する場合）
・その他参考となるべき事項を記載した図書

住宅等の建築等行為による届出書の記入例

様式第１１（第３５条第１項第２号関係）

正副2部、提出してください

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

該当する箇所に☑を記入

都市再生特別措置法第８８条第１項の規定に基づき、

☑住　　宅　　等　　の　　新　　築
□建 築 物 を 改 築 し て 住 宅 等 と す る 行 為
□建 築 物 の 用 途 を 変 更 し て 住 宅 等 と す る 行 為

について、下記により届け出ます。

令和〇年〇月〇〇日　← 届出日を記入（工事着手の 30 日前まで）

（宛先）松戸市長

届出者住所　松戸市 〇〇 〇丁目〇－〇
〇〇株式会社
氏名　代表取締役　〇〇　〇〇

1　住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在地及び地目：松戸市 〇〇 〇丁目〇（宅地）、〇（畑）、△丁目△△番（宅地） 合計面積：　１，０００㎡　← 地番ごとに地目を記入
2　新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	一戸建て住宅　〇戸　← 戸数を明記してください
3　改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4　その他必要な事項	工事の着手予定日：　令和〇年〇月〇日 工事の完了予定日：　令和〇年〇月〇日

注　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

（添付図書）
・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図　縮尺 1/100 以上）
・住宅等の二面以上の立面図および各階平面図（縮尺 1/50 以上）
・案内図（縮尺 1/2,500）
・委任状（代理人に委任する場合）
・その他参考となるべき事項を記載した図書

住宅等の各行為の変更による届出書の記入例

様式第１２（第３８条第１項関係）

正副2部、提出してください

行為の変更届出書

届出日を記入
（工事着手の 30 日前まで）

令和〇年〇月〇〇日

（宛先）松戸市長

届出者住所　松戸市 〇〇 〇丁目〇－〇
〇〇株式会社
氏名　代表取締役　〇〇　〇〇

都市再生特別措置法第８８条第２項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

１　当初の届出年月日：　令和〇年〇月〇日

２　変更の内容：
・住宅用土地区画数の変更（〇〇区画→△△区画）

変更前、変更後の内容を記載

３　変更部分に係る行為の着手予定日：　令和〇年〇月〇日

４　変更部分に係る行為の完了予定日：　令和〇年〇月〇日

注１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
２　変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（添付図書）
・従前の届出の添付図書から変更する図書
・委任状（代理人に委任する場合）
・その他参考となるべき事項を記載した図書

平成30年 7月 1日	制定
平成30年 7月15日	改定
令和 2年 4月 1日	改定
令和 3年 4月 1日	改定
令和 3年 5月10日	改定
令和 5年 4月 1日	改定
令和 8年10月15日	改定

ご連絡・お問い合わせ先：松戸市　街づくり部　都市計画課

電話：047-366-7372